

位置図

1 : 5000



件 名	令和 7 年度 鳩吹台地内舗装修繕工事		
施工場所	可児市 鳩吹台 地内		
金 額	円	内消費税相当額	円
理 由			
本工事は、舗装劣化や部分復旧により路面状況が悪く、通行に支障をきたしていることや、通行時の騒音や振動により周辺環境に影響を及ぼしているため舗装修繕を行う。			
概 要			
舗装工 表層工：再生密粒 As (13) t=4 cm A=3700m² 不陸整正 A=3700m² 撤去工 舗装版破碎 A=3700m² 舗装版切断 L=58m 仮設工 N=1 式			
特 記 仕 様 書			
1. 一般事項 (1) 受注者は、工事請負契約書、可児市建設工事共通仕様書及び特記仕様書に基づき施工するものとする。なお、特記仕様書は共通仕様書に優先する。 (2) 受注者は、本工事が「可児市工事品質証明実施要領」の対象となる場合、要領に基づき品質の証明を実施しなければならない。 (3) 提出・提示書類は別添「可児市建設工事における取扱い書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾は除く）、材料確認簿、夜間・休日作業届けの書類を提出する場合は、所定の様式に基づき、電子メールにて提出するものとし、書面には署名または押印する必要はないものとする。これらに定めのない事項については、監督員と協議する。 2. 建設副産物有効利用及び適正処理について (1) 受注者は、建設副産物を排出するにあたっては、建設リサイクル法を遵守するとともに、「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」により、適切に実施すること。 (2) 建設発生土については、工事間流用とし、流用先は監督員が指示する。都合により工事間流用ができなくなった場合は、別途協議する。また受注者の都合により処分場を変更する時は監督員に報告するものとする。なお、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」及び「岐阜県建設発生土管理基準」に基づき適正な利用の推進を図ること。			

3. 工事施工について

- (1) 受注者は、工事着手に先立ち、現場付近の地元住民等に対する周知、説明、説得等を行い、トラブルの生じないように努めること。
- (2) 工事による既設構造物の破損については、未然に防止するよう予め十分調査をし、また、支障を及ぼさないよう相当の防護工を施工しなければならない。なお、誤って損傷を与えた場合は、受注者の責任において復旧しなければならない。調査に際しては、記録保存の必要を認めた場合は写真撮影、測量等を行わなければならない。
- (3) 工事着手前に、可児市基準点（世界測地系）を用い、境界（座標）を確認すること。また、特に指示しない限り、構造物を官民境界とするため、官民境界と構造物の位置を示した図面等にて施工した構造物が民地を侵していないことを報告すること。
- (4) 施工区間と現道との取付については、交通の支障とならないよう充分留意すること。
- (5) 必要に応じ交通誘導警備員を配置し、安全を期さなければならない。また、夜間の安全確保についても十分な対策を施すこと。
- (6) 工事着手前に地下埋設管等の調査、マンホール等占用物の高さの確認、調整を行うこと。また、施工中は、マンホール等の段差において、交通の支障とならないような段差擦り付けを行うこと。なお、擦り付け勾配は2.5%以下とする。（ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は監督員と協議）

4. 工事保険について

本工事において、発注者、受注者及び全下請人を被保険者として、工事着手から工事目的物の引渡しまでの期間について、賠償責任保険（保険対象：第三者に与えた損害）及び工事保険（保険対象：工事目的物、工事材料及び仮設物等）に加入するものとする。

5. ワンデーレスポンスの取組について

- (1) この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議、報告、承諾願、立会願等への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
- (2) 実施にあたっては、「可児市工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施する。
- (3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合や計画工程と実施行程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。
- (4) 受注者は、施工計画書に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら、施工するものとする。

6. 電子納品について

「岐阜県電子納品要領」等に基づき、電子納品を行うこと。なお、電子納品の内容については、監督員と事前に協議し、決定すること。

7. 暴力団等による不当介入における通報義務について

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報するとともに、可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年可児市訓令甲第47号）に定める様式第9号により可児市に報告しなければならない。なお、通報・報告がない場合は、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
- (2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に工事等を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

8. 現場代理人の兼務について

現場代理人は、工事請負契約約款第10条第2項の規定により、契約工期内の現場常駐が義務付けられているが、契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間については、監督員との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和するものとする。

また、以下の条件を全て満たす場合に、他工事の現場代理人又は専任でない主任技術者を兼務することができる。

1. 他工事は、可児市発注の建設工事で、工事現場が市内であること。
2. 他工事においても、本工事と同様に現場代理人の兼務を認めていること。
3. 兼務を行う工事の総数が、本工事を含めて3件までであること。
4. 兼務を行う工事の請負代金額の合計が4,000万円未満であること。
5. 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。

なお、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がある場合、及び、発注者との連絡体制が確保されていないと監督員が認めた場合は、兼務を取り消すものとする。現場代理人が兼務となった場合は、本工事の監督員及び他工事の監督員の双方に、現場代理人兼務届を提出しなければならない。

9. 可児市公共基準点の保全について

工事施工区域内に可児市公共基準点が設置してある場合は、基準点鈎を滅失・き損または、その効用に支障をきたすことのないよう充分に留意すること。施工上止むを得ず支障となる場合は、事前に監督員に報告すること。

10. その他

- (1) 施工に先立ち、現況縦横断図を作成し、既設縦横断の修正を行い現場施工に反映させること。なお、現況縦横断図及び計画縦横断図を測定した結果記録は報告書作成の上、監督員に提出すること。また、計画縦横断図の作成に当たり、計画横断図を優先した計画縦断図とすること。
- (2) 施工に先立ち、設計精査、確認を行い舗装面積展開図・計算書を監督員に提出すること。なお、既存の街渠柵及びマンホールの高さを測量し、図面へ反映させること。
- (3) 協議、指示、承諾を受けた舗装展開図、縦断計画図の数値は、設計値となるので、これに基づき出来形管理及び品質管理等を行うこと。
- (4) 舗装コアの採取については、アスファルト舗装施工後、各層ごとにコア採取を実施し、監督員立ち会いのもと、舗装厚さの確認を下検査にて実施すること。
なお、検査コアの密度試験は公的機関で測定し、管理コアの測定は公的機関又はプラント試験室で行うものとする。公的機関で密度測定した場合は、完成検査時の品質検査は省略できるものとする。

11. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

12. 統一の一斉休工の取組について

- (1) 本工事は「建設現場の週休2日」の普及および浸透に向けて、週休2日制モデル工事の適否に関わらず、土曜日の休工に努める「まんなかホリデー（中部地区統一の一斉休工）」に取組むものとする。なお、本取組は強制的な休工や工程の調整を求めるものではない。
- (2) 休工とは、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態をいう。（巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く）

1 3. 週休 2 日制モデル工事の実施について

本工事は、完全週休 2 日を原則とした週休 2 日制モデル工事（現場閉所）である。
「可児市発注の週休 2 日制モデル工事実施要領」に基づき実施すること。

特記仕様書 (条件明示)

工事名 令和7年度 鳩吹台地内舗装修繕工事

下記項目、事項のうちレ印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。
 なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、市と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目	明示事項	制約条件等
工 程	☐ 1. 関連する別途発注工事あり	☐ A. 工種 () ☐ B. 期間 (~)
	☐ 2. 他機関協議による工程条件あり	☐ A. 工種 () ☐ B. 期間 (~)
	☐ 3. 他機関との協議状況	☐ A. 協議済機関及び内容 () ☐ B. 未協議機関及び内容 ()
	☐ 4. 占用許可状況 ()	☐ A. 許可済 ☐ B. 申請中
	☐ 5. 建築確認	☐ A. 許可済 ☐ B. 申請中
	☐ 6. 河川区域、保全区域内作業あり	☐ A. 許可済 ☐ B. 申請中
	☐ 7. 文化財協議 (文化財課)	☐ A. 協議済内容 () ☐ B. 未協議内容 ()
	☐ 8. 施工時期	☐ A. 施工時期 ()
	☐ 9. その他	☐ A. その他 ()
用 地	☐ 1. 用地補償物件撤去まで着工制限あり	☐ A. 区間 (No. ~ No.) ☐ B. 着工見込時期 () ☐ C. 内容 ()
	☐ 2. 工事用地の未買収	☐ A. 場所 () ☐ B. 処理の見込み時期 () ☐ C. 未買収地への立ち入り可否 ()
	☐ 3. 仮設ヤードの有無	☐ A. 官有地 ☐ B. 民有地 ☐ C. その他 () ☐ D. 別途協議
	☐ 4. その他	☐ A. その他 ()
公 害 対 策	☐ 1. 施工方法の制限あり	☐ A. 騒音 () ☐ B. 振動 () ☐ C. 水質 () ☐ D. その他 ()
	☐ 2. 事業損失防止に関する調査あり	☐ A. 調査の項目 ()
	☐ 3. 環境影響調査あり	☐ A. 生物・植物調査あり
	☐ 4. 土壌汚染対策法に関する届出	☐ A. 届出済 (3,000㎡以上の土地の形質の変更、工事着手30日前まで)
	☐ 5. 石綿含有に関する事前調査	☐ A. 発注者による含有調査 (含有の有・無) ☐ B. 受注者による含有調査 ☐ C. 調査結果の報告 (一定規模以上)
	☐ 6. その他	☐ A. フロン回収あり ☐ B. その他 ()
安 全 対 策	☒ 1. 交通規制あり	☒ A. 全面通行止め () ☒ B. 片側通行止め ☐ C. 時間制限あり ()
	☐ 2. 通学路あり	☐ A. 迂回路あり ☐ B. 仮設歩道必要
	☒ 3. 交通整理員	☒ A. 区間 (No. ~) 配置人員 3 人/日 ☐ B. 区間 (No. ~) 配置人員 人/日 ☐ C. 区間 (No. ~) 配置人員 人/日 ☒ D. 交替要員あり
	☐ 4. 鉄道等の近接作業制限あり	☐ A. 工法制限あり () ☐ B. 作業時間制限あり ()
	☐ 5. バス路線 (運行者との協議)	☐ A. 協議済内容 () ☐ B. 未協議内容 (交通規制期間)
	☐ 6. その他	☐ A. その他 ()
工 事 用 道 路	☐ 1. 一般道路 (搬入路) の使用制限	☐ A. 搬入経路指定あり ☐ B. 時間帯制限あり
	☐ 2. 仮設道路の設置条件あり	☐ A. 一般交通供用あり ☐ B. 安全施設必要 () ☐ C. 路面工 () ☐ D. 工事完了後存続又は撤去 () ☐ E. 構造 () ☐ F. 用地 (借地) ☐ G. 用地 (公用地) ☐ H. 用地 (その他)
指 定 仮 設 備	☐ 1. 仮設物の指定又は一部指定あり	☐ A. その他 ()
	☐ 2. 仮設構造物の転用、兼用あり	☐ A. 工種 () ☐ B. 内容 ()
	☐ 3. その他	☐ A. その他 ()

明示項目	明示事項	制約条件等
建設発生土 建設（産業）廃棄物係 関	☐ 1. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [場所が未確定]	☐ A. 運搬距離（ km ） ☐ B. 投棄料計上あり ☐ C. 整地（押土、敷均、締固等）必要 ☐ D. 整地（押土）必要
	☐ 2. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [自工事へ流用]	☐ A. 盛土、埋戻 ☐ B. スtockヤード利用あり（ ） ☐ C. 仮置場必要（ ） ☐ D. 運搬距離（ km ） ☐ E. 仮置場の用地借上費計上あり
	☐ 3. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [他工事へ流用、または処分地指定]	☐ A. 場所（ ） ☐ B. 盛土、埋戻 ☐ C. 整地（押土、敷き均し、転圧）あり ☐ D. スtockヤード利用あり（ ） ☐ E. 仮置場必要（ ） ☐ F. 運搬距離（ km ） ☐ G. 仮置場の用地借上費計上あり ☐ H. 処分料計上あり
	☐ 4. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [他工事からの流用]	☐ A. 他工事名（ ） ☐ B. 請負者運搬あり（運搬距離 km ） ☐ C. 盛土、埋め戻し ☐ D. スtockヤード利用あり（ ） ☐ E. 仮置場必要（ ） ☐ F. 仮置場の用地借上費計上あり
	☐ 5. 産業廃棄物の処理条件あり [特別管理産業廃棄物]	☐ A. 種類（ ） ☐ B. 場所（ ） ☐ C. 中間処理施設までの運搬距離（ km ） ☐ D. 処理費計上あり
	☐ 6. 浄化槽、汲み取り便槽の取壊し処分あり	☐ A. 槽内洗浄必要 ☐ B. 可児市環境課と打合せの必要あり
	☒ 7. 「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」に基づく提出・提示書類あり	☒ A. 産業廃棄物管理票（マニフェスト） ☐ B. 建設発生土管理状況書類及び処理地の関係図書 ☒ C. コブリス ☒ D. 廃棄物処理委託契約、許可書
工事支障物件	☐ 1. 占用支障物件あり（電気）	☐ A. 移設時期（R 年 月頃） ☐ B. 移設時期（別途協議）
	☐ 2. 占用支障物件あり（電話）	☐ A. 移設時期（R 年 月頃） ☐ B. 移設時期（別途協議）
	☐ 3. 占用支障物件あり（水道）	☐ A. 移設時期（R 年 月頃） ☐ B. 移設時期（別途協議）
	☐ 4. 占用支障物件あり（下水道）	☐ A. 移設時期（R 年 月頃） ☐ B. 移設時期（別途協議）
	☐ 5. 占用支障物件あり（ガス）	☐ A. 移設時期（R 年 月頃） ☐ B. 移設時期（別途協議）
	☐ 6. 占用支障物件あり（マンホール蓋、仕切り弁蓋等）	☐ A. 管理者による高さ調整（ ） ☐ B. 請負者による高さ調整（ ）
	☐ 7. 占用支障物件あり（その他）	☐ A. 移設時期（ ） ☐ B. 移設時期（別途協議）
	☐ 8. その他	☐ A. その他（ ）
排水工関係係	☐ 1. 濁水、湧水処理条件あり	☐ A. 方法（ ）
	☐ 2. その他	☐ A. その他（ ）
再生材使用	☒ 1. 再生材使用指定あり	☒ A. RC ☐ B. アスファルト再生合材（30%再生） ☐ C. アスファルト再生合材（100%再生） ☒ D. 再生材を使用できない場合別途協議 ☐ E.
	☐ 2. その他	☐ A. その他（ ）
その他	☐ 1. 現場発生材あり	☐ A. 品名（ ） ☐ B. 納入場所（ ）
	☐ 2. 支給材あり	☐ A. 品名（ ） ☐ B. 引渡し場所（ ）
	☐ 3. 現場環境改善	☐ A. 仮設費（ ） ☐ B. 安全費（ ） ☐ C. 営繕費（ ） ☐ D. 地域連携（ ）
	☐ 4. 「可児市工事品質証明実施要領」該当あり	☐ A. 品質証明員の配置あり
	☐ 5. 部分使用	☐ A. 範囲（ ） ☐ B. 時期（ ）
	☐ 6. その他	☐ A. その他（ ）

内 訳 表

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
01:本工事費					工種区分：舗装工事
舗装					
	1	式			
舗装工					
	1	式			
舗装修繕工					4週8休(通期)
	1	式			
不陸整正(施工パッケージ) 有り、39mm以上44mm未満、再生クラッシャーラン RC-40、全ての費用	3,700	m2			施工P単価表(CB410010-0001)
表層(車道・路肩部)(施工パッケージ) 1層当り平均仕上り厚 40 mm、3.0m超、再生密粒度7 スコン(13)、プライムコート PK-3、全ての費用	3,700	m2			施工P単価表(CB410260-0002)
撤去工					4週8休(通期)
	1	式			
舗装版破碎(施工パッケージ) アスファルト舗装版、騒音振動対策不要、無し、15cm以下、積込有り、全ての費用	3,700	m2			施工P単価表(CB430310-0003)

内 訳 表

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
穀運搬(施工パッケージ) 舗装版破碎、機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下)、DID区間無し、11.5km以下、全ての費用	148	m3			施工P単価表(CB227010-0004)
処分費 (多治見市大沢町) アスファルト処理場 塊 50*50*50以下	348	t			ZC29960004
舗装版切断(施工パッケージ) アスファルト舗装版、15cm以下、全ての費用	58	m			施工P単価表(CB430510-0005)
処理費 (ベントナイト)	0.100	t			ZC29990008
汚泥吸排車運搬工 49 km	0.100	m3			施工歩掛表(WB232010-0001)
仮設工	1	式			4週8休(通期)
交通誘導警備員B		人			RW1045
直接工事費計	1	式			

内 訳 表

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
間接工事費					
共通仮設費					
共通仮設費（率計上額）					施工地域：一般交通影響有り(2)-1、4週8休(通期)
	1	式			
共通仮設費計					
	1	式			
純工事費					
	1	式			
現場管理費					
	1	式			
現場管理費（率計上額）					施工地域：一般交通影響有り(2)-1、4週8休(通期)
	1	式			
工事原価					
	1	式			

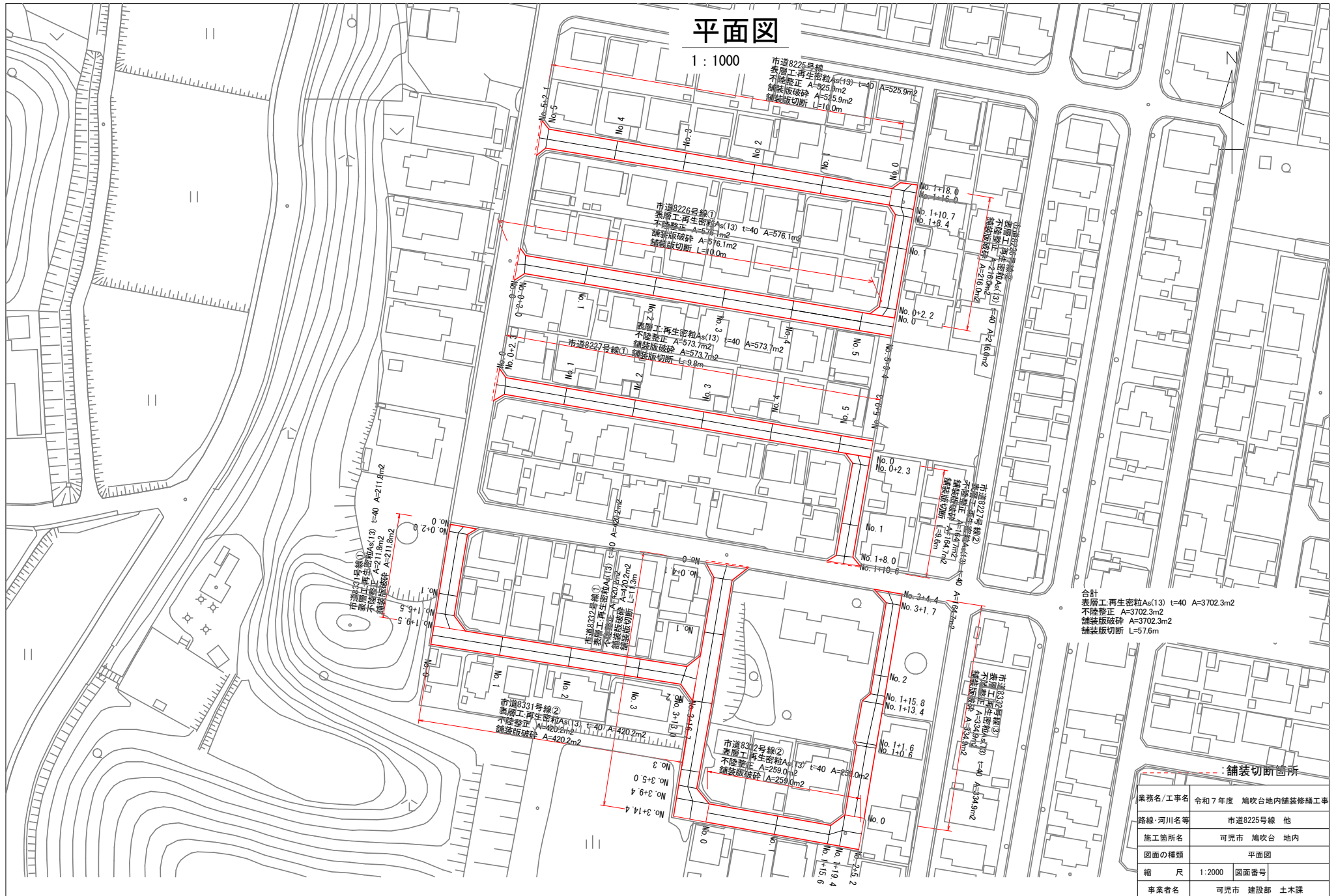
内 訳 表

名 称	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
一般管理費等					
	1	式			
合計					
	1	式			
総合計					

汚泥吸排車運搬工			施工歩掛表 (WB232010-0001)		
49 km		4週8休/通期		100	m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
普通作業員		人			RW1002
側溝清掃車機械運転費【基準】		日			施工歩掛表 (KC116500-0002)
合 計	100.000	m3			
単位当り	1.000	m3	当り		

側溝清掃車機械運転費【基準】					施工歩掛表 (KC116500-0002)
4週8休/通期					1 日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
運転手（一般）		人			RW1015
軽油 小型ローリー		リットル			ZC19020000
側溝清掃車機械損料		供用日			MC1105017090
合 計	1.000	日			
単位当り	1.000	日	当り		

1 : 1000

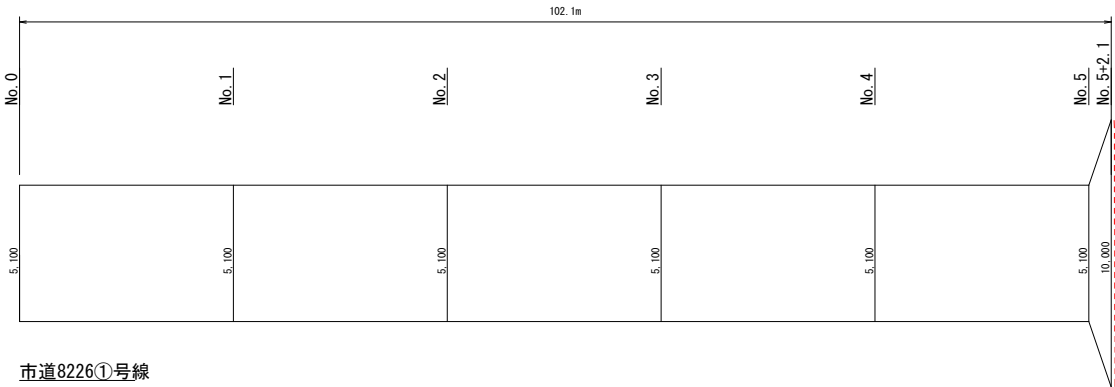


業務名/工事名	令和7年度 鳩吹台地内舗装修繕工事		
路線・河川名等	市道8225号線 他		
施工箇所名	可児市 鳩吹台 地内		
図面の種類	平面図		
縮 尺	1:2000	図面番号	
事業者名	可児市 建設部 土木課		

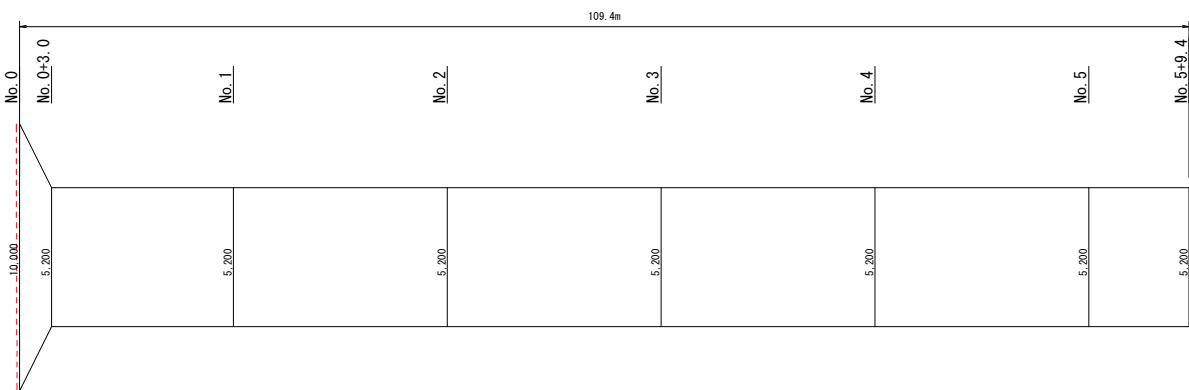
展開図①

縦 1:200
横 1:500

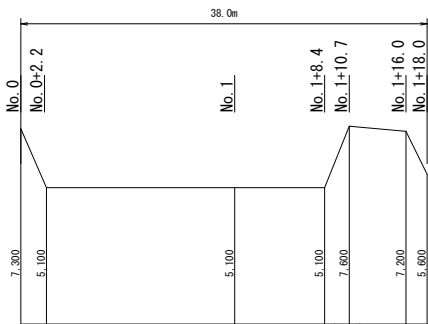
市道8225号線



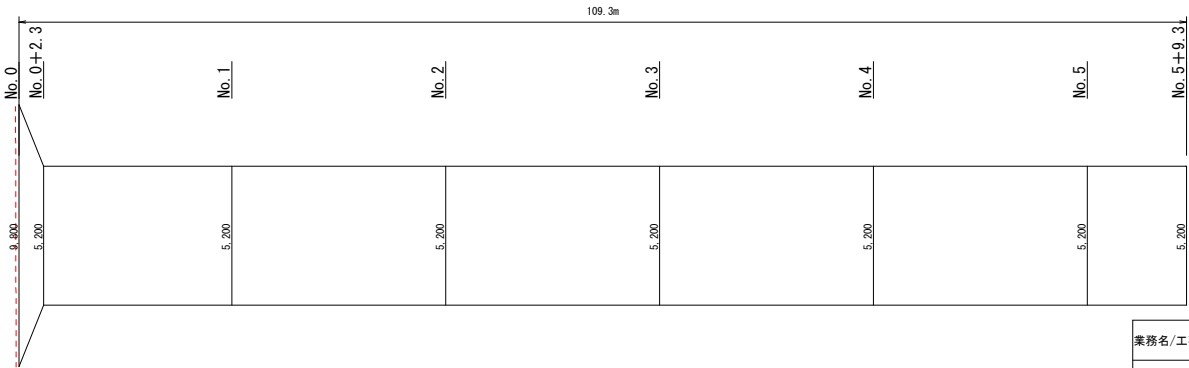
市道8226①号線



市道8226②号線



市道8227①号線



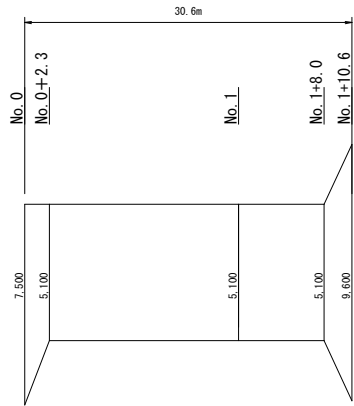
-----:舗装切断箇所

業務名/工事名	令和7年度 鳩吹台地内舗装修繕工事		
路線・河川名等	市道8225号線 他		
施工箇所名	可見市 鳩吹台 地内		
図面の種類	舗装展開図①		
縮尺	図示	図面番号	
事業者名	可見市	建設部	土木課

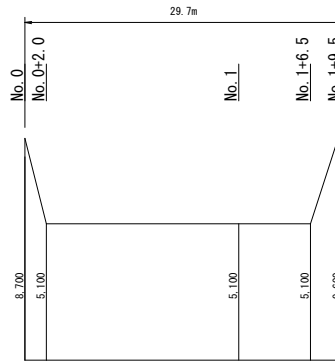
展開図②

縦 1 : 200
横 1 : 500

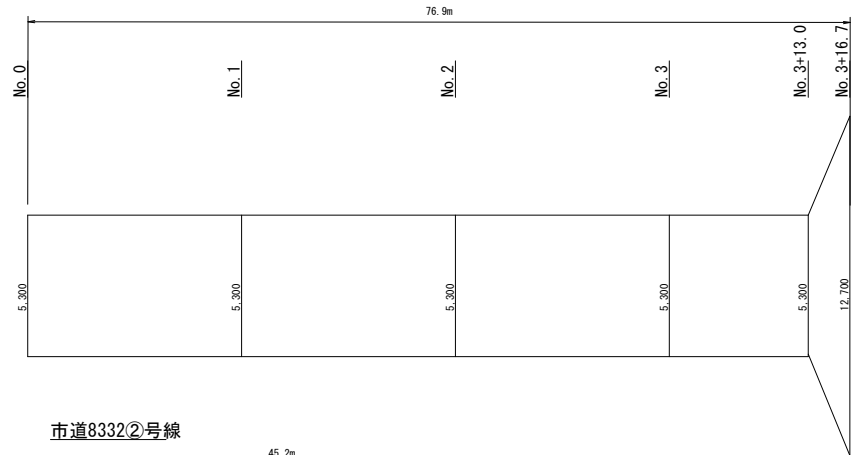
市道8227②号線



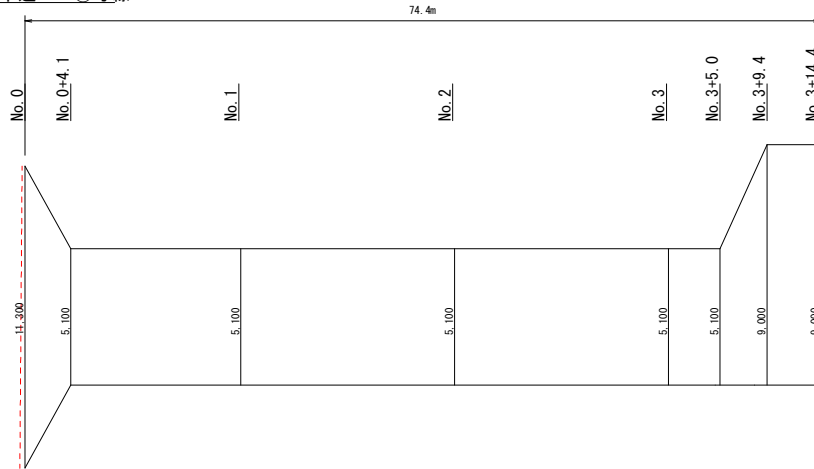
市道8331①号線



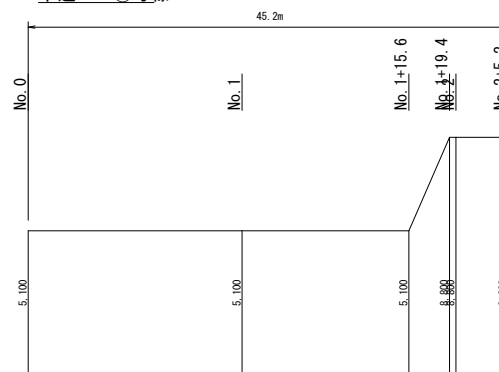
市道8331②号線



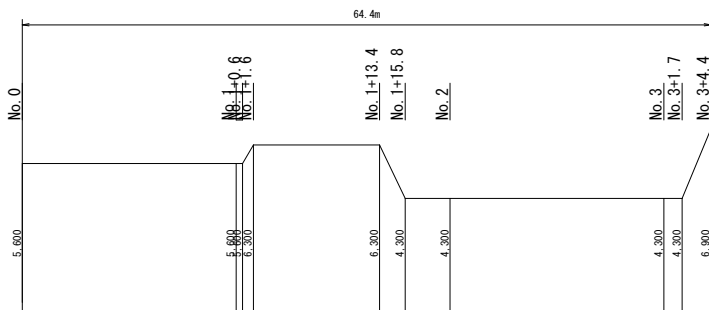
市道8332①号線



市道8332②号線



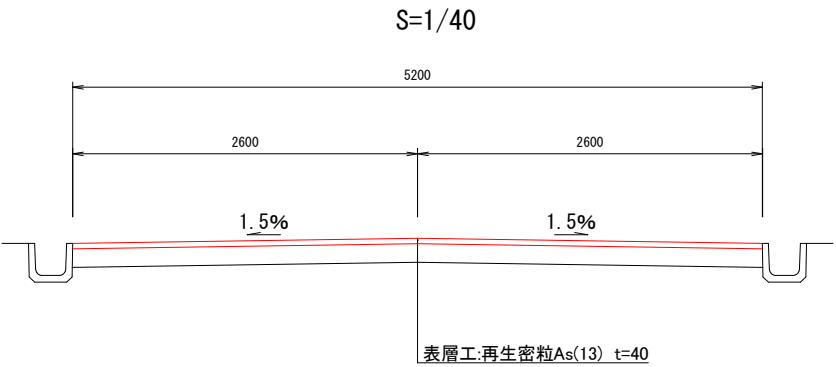
市道8332③号線



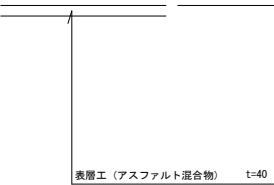
---: 舗装切断箇所

業務名/工事名	令和7年度 鳩吹台地内舗装修繕工事		
路線・河川名等	市道8225号線 他		
施工箇所名	可児市 鳩吹台 地内		
図面の種類	舗装展開図		
縮尺	図示	図面番号	
事業者名	可児市	建設部	土木課

標準横断面図

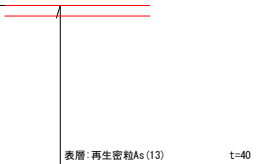


舗装構成 (現況) S=1/20



舗装構成 (計画) S=1/20

路面高 +0cm



業務名/工事名	令和7年度 鳩吹台地内舗装修繕工事		
路線・河川名等	市道8225号線 他		
施工箇所名	可児市 鳩吹台 地内		
図面の種類	標準断面図		
縮 尺	図示	図面番号	
事業者名	可児市	建設部	土木課